（医師の数に関する指標の算定方法）

第三十条の二十八の五　法第三十条の四第二項第九号ロの厚生労働省令で定める方法は、同項第十二号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六　法第三十条の四第二項第九号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十三号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

（特殊な医療）

第三十条の二十八の七　法第三十条の四第二項第十三号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

（法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の八　法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の九　法第三十条の四第五項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たす区域であることとする。

一　法第三十条の四第二項第九号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であること。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十八の三　構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2　都道府県知事は、法第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

（法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項）

第三十条の二十八の四　法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　構想区域における将来の居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。別表第七において同じ。）における医療の必要量

二　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

（医師の数に関する指標の算定方法）

第三十条の二十八の五　法第三十条の四第二項第十一号ロの厚生労働省令で定める方法は、同項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六　法第三十条の四第二項第十一号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十五号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

（特殊な医療）

第三十条の二十八の七　法第三十条の四第二項第十五号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

（法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の八　法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の九　法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であることとする。

（新設）